

平成 16 年財政再計算に基づく財政検証について

- 検証の在り方及び検証に必要な資料を審議する上での検討項目案 -

1 検証の在り方

(1) 将来見通しの推計方法の検証

年金数理の観点からみて妥当であるかどうか検証する。

- ・ 基礎率・基礎数とその作成方法
- ・ 計算過程

特に詳しく聞く事項はあるか。例えば、

- ・ 「公的年金財政状況報告 平成 13 年度」において、実績との乖離が大きいと指摘された項目について、今回の推計の際に行った配慮
- ・ 今回の制度改正への対応
- ・ 女性の職場進出、高齢者雇用進展の見込み方
- ・ 総報酬の見込み方 など

(2) 安定性の確保に関する検証

新しい財政方式に対応した安定性の考え方はどういうものか。

新しい考え方に従った検証項目は何か。

例えば

- ・ 経済変動・人口変動に対する財政の安定性
- ・ 制度改正（マクロ経済スライド導入、国庫負担 2 分の 1 引上げ等）が財政収支に与えた影響
- ・ 有限均衡方式を導入する制度について、均衡期間以降の財政 など

前回財政検証は、年金制度の安定性を、

「各制度の保険料率が急激に引き上げられたり、負担可能な水準を超えることなく保険料収入が確保され、各制度の年金給付が将来にわたり確実に支払われることによって保たれること」

とし、次の事項をみている。

- ・ 保険料率の将来見通し

- ・平準保険料率・標準保険料率（現行保険料率との比較）
- ・各財政指標による評価
- ・前提を変更した場合の保険料率の変化

(3) 公平性の確保に関する検証

新しい財政方式に対応した公平性の考え方はどのようなものか。

新しい考え方に従った検証項目は何か。

前回財政検証は、制度間の公平性を、

「基本的には、制度間で同じ年金給付に対する保険料水準に差がないことによって保たれる」

ものとし、

- ・最終保険料率及びそれに到る途中段階の保険料率の制度間比較
- ・職域部分を除いた場合の最終保険料率の制度間比較

を行った。

(4) 年金給付の財源構成の検証

新しい財政方式のもとで、どのような検証が必要か。

有限均衡方式の場合の給付現価と財源構成をどう考えるか。

前回財政検証は、

「制度ごとの財政状況をより詳細にみるためには、年金給付の財源構成を把握していく必要がある。」

「特に将来の保険料で賄う部分について、現在の保険料率で賄われる部分と将来の保険料率の引上げにより賄う部分に区分することにより、後代への負担の先送りの状況が把握できる。」

として、年金給付の財源構成（保険料・積立金・国庫・公経済負担）を検証している。

また、

「世代間扶養の考え方を取り入れている公的年金制度においても、世代間の公平性に配慮した財政運営を行っていく必要がある。そのため、保険料の拠出時点において給付が確定でき、その費用負担を平準化する必要があると考えられる部分（スライド・再評価により増加する部分を除いた老齢年金の報酬比例部分、以下給付確定

部分という)については、少なくとも積立方式の考え方に基づいて財政運営を行う必要がある。」

として、保有積立金と給付確定部分給付現価との関係を見ている。

2 検証に必要な資料

- (1) 各制度の財政再計算において用いられた各種前提（基礎率・基礎数等）、作成された将来見通しに関する資料。例えば、
 - ・基本方針（基礎率、基礎数の考え方、保険料率設定の考え方など）
 - ・基礎率・基礎数とその作成方法
 - ・将来見通しの結果など（推計方法及びその検証に必要な資料を含む。）
- (2) 共通の基準に従った各種前提（基礎率・基礎数等）で作成された将来見通しに関する資料。共通の基準に従った各種前提としては、例えば、各共済年金について
 - ・厚生年金の被保険者数に連動した組合員数見通し
 - ・厚生年金に合わせた経済前提
 - ・男女別に設定した基礎率
 - ・死亡率改善を織り込んだ失権率などが考えられる。また、厚生年金も含む各制度について、一定の考えのもとで設定した別の基礎率（例えば別の運用利回り）も考えられる（経済変動・人口変動に対する財政の安定性の検証資料とする）。
- (3) 給付費の区分について
 - ・厚生年金相当部分と職域部分とに分ける
 - ・年金種別別
- (4) 年金数理担当者の所見（改善点、今後さらに検討を要する点として考えられるものなど）
- (5) 情報公開について（加入者、受給者、その他の一般の人々に対する説明状況）
- (6) その他検証に必要な資料

財政方式

区分	前回財政検証のとき	今回財政検証 各制度改正案																												
保険料率	<p>< 給付水準維持方式 > 給付水準を維持し、少なくとも5年ごとに行う財政再計算の際に、保険料水準の見直しを行う。</p>	<p>厚生年金 < 保険料水準固定方式 > 最終的な保険料水準とともに、そこに至る各年度の保険料水準を法定</p> <table border="0"> <tr> <td>施行日の属する月から平成 17 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 139.34</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 142.88</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 146.42</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 149.96</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 153.50</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 157.04</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 160.58</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 164.12</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 167.66</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 171.20</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 174.74</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 178.28</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの月分</td> <td>1000 分の 181.82</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年 9 月以降の月分</td> <td>1000 分の 183.00</td> </tr> </table> <p>国共済、私学共済 少なくとも5年ごとに行う財政再計算の際に、保険料水準の見直しを行う（保険料率は従来どおり、「定款（私学共済は「共済規程」）で定める。」）。</p>	施行日の属する月から平成 17 年 8 月までの月分	1000 分の 139.34	平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までの月分	1000 分の 142.88	平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの月分	1000 分の 146.42	平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの月分	1000 分の 149.96	平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの月分	1000 分の 153.50	平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までの月分	1000 分の 157.04	平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの月分	1000 分の 160.58	平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの月分	1000 分の 164.12	平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの月分	1000 分の 167.66	平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの月分	1000 分の 171.20	平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの月分	1000 分の 174.74	平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの月分	1000 分の 178.28	平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの月分	1000 分の 181.82	平成 29 年 9 月以降の月分	1000 分の 183.00
施行日の属する月から平成 17 年 8 月までの月分	1000 分の 139.34																													
平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までの月分	1000 分の 142.88																													
平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの月分	1000 分の 146.42																													
平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの月分	1000 分の 149.96																													
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月までの月分	1000 分の 153.50																													
平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までの月分	1000 分の 157.04																													
平成 22 年 9 月から平成 23 年 8 月までの月分	1000 分の 160.58																													
平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの月分	1000 分の 164.12																													
平成 24 年 9 月から平成 25 年 8 月までの月分	1000 分の 167.66																													
平成 25 年 9 月から平成 26 年 8 月までの月分	1000 分の 171.20																													
平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの月分	1000 分の 174.74																													
平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの月分	1000 分の 178.28																													
平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までの月分	1000 分の 181.82																													
平成 29 年 9 月以降の月分	1000 分の 183.00																													
給付水準	給付水準維持	<p>厚生年金、国共済、私学共済 マクロ経済スライドによる給付調整 社会全体の所得や賃金の変動に応じて、時間をかけて緩やかに給付水準を自動的に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金改定率（マクロ経済スライド適用） = 新規裁定者：一人当たり賃金の伸び率 - スライド調整率 既裁定者： 物価上昇率 - スライド調整率 ここでスライド調整率（各制度共通） = 公的年金被保険者総数の減少率（実績値） + 平均的な年金受給期間（平均余命）の伸び率を勘案した一定率 ・厚生年金の調整期間は、最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間（その後は次頁の原則どおりの年金改定方法に復帰）。共済制度は、厚生年金と同じ。 ・既裁定者についても行う。 ・前年度の年金額を下回らない調整（名目年金額下限型） 厚生年金 給付水準は50%を下回らないものとする。 被用者の標準的な年金額（40年間平均的な賃金で働いた夫及び全期間専業主婦であった妻からなる夫婦世帯の場合の年金額）の所得代替率（現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する新規裁定時の年金額の割合）。 																												

区分	前回財政検証のとき	今回財政検証 各制度改正案
年金額改定の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算時、被保険者一人当たり賃金の伸び率に応じ給付水準を改定(賃金スライド) ・基礎年金は賃金や消費支出の伸び等を総合勘案し政策改定 ・65 歳以上既裁定者は物価の伸びに応じ改定(物価スライド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規裁定者の年金額は、基礎年金ともに、毎年度、一人当たり賃金の伸び率を共通の指標とし、それに応じて改定 ・既裁定者についてはこれまでと同様
財政均衡期間・積立金・再計算	<p>永久均衡方式 財政均衡を図る期間を将来にわたるすべての期間と考える方式。</p> <p>将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定の水準を維持することが必要</p> <p>少なくとも5年ごとに、財政再計算を行う。</p>	<p>厚生年金、国共済 有限均衡方式 財政計算において均衡を図る期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間(おおむね百年間)と考える方式。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国共済は、地共済と合わせて財政の均衡を保つことができるようにするものとされた(財政再計算そのものは、別々に行われる。) ・国共済は地共済との間に、財政調整の仕組みが設けられる。 <p>財政均衡期間の終了時に、給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有</p> <p>少なくとも5年ごとに、財政均衡期間を移動させることにより、将来にわたり財政均衡を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金 その際、マクロ経済スライドによる給付調整を行う必要の有無や、給付水準がどの程度の水準にあるかなどの検証を行う。

国共済・地共済の間において、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを目的とし、組織、制度として独立したままで両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本にすることとする(平成16年から段階的に一本化を実施し、21年に同一の保険料率とする)(「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」(公務員共済年金財政単位一元化研究会 平成15年6月))